

愛媛県立新居浜商業高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

いじめを苦に、子どもたちが自らの命を絶つ事件が後をたたない。自死にまで至らなくとも、いじめによって不登校になったり、不安や恐怖心にさいなまれながら学校生活を送らなければならなかったりする場合も多い。いじめは、子どもの生命を脅かし、人間としての尊厳、生きる権利、教育を受ける権利を奪う、許しがたい非人間的行為である。また、いじめは加害者側や傍観者側にとっても、その子どもの人間性を奪う行為であり、そこには、様々な要因による人間としての成長の欠如が考えられる。そういう意味では、加害者もまた、わたしたちの社会や教育が生んだ被害者であるとも言える。今や、いじめは、学校・家庭・地域で真剣に考え、対応しなければならない深刻な問題である。

子どもたちが、安心して充実した（学校）生活を送れるように、いじめの未然防止・早期発見・速やかな解決に向けて、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止対策組織

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として一貫した対応をするために委員会を設置する。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 委員会のメンバー

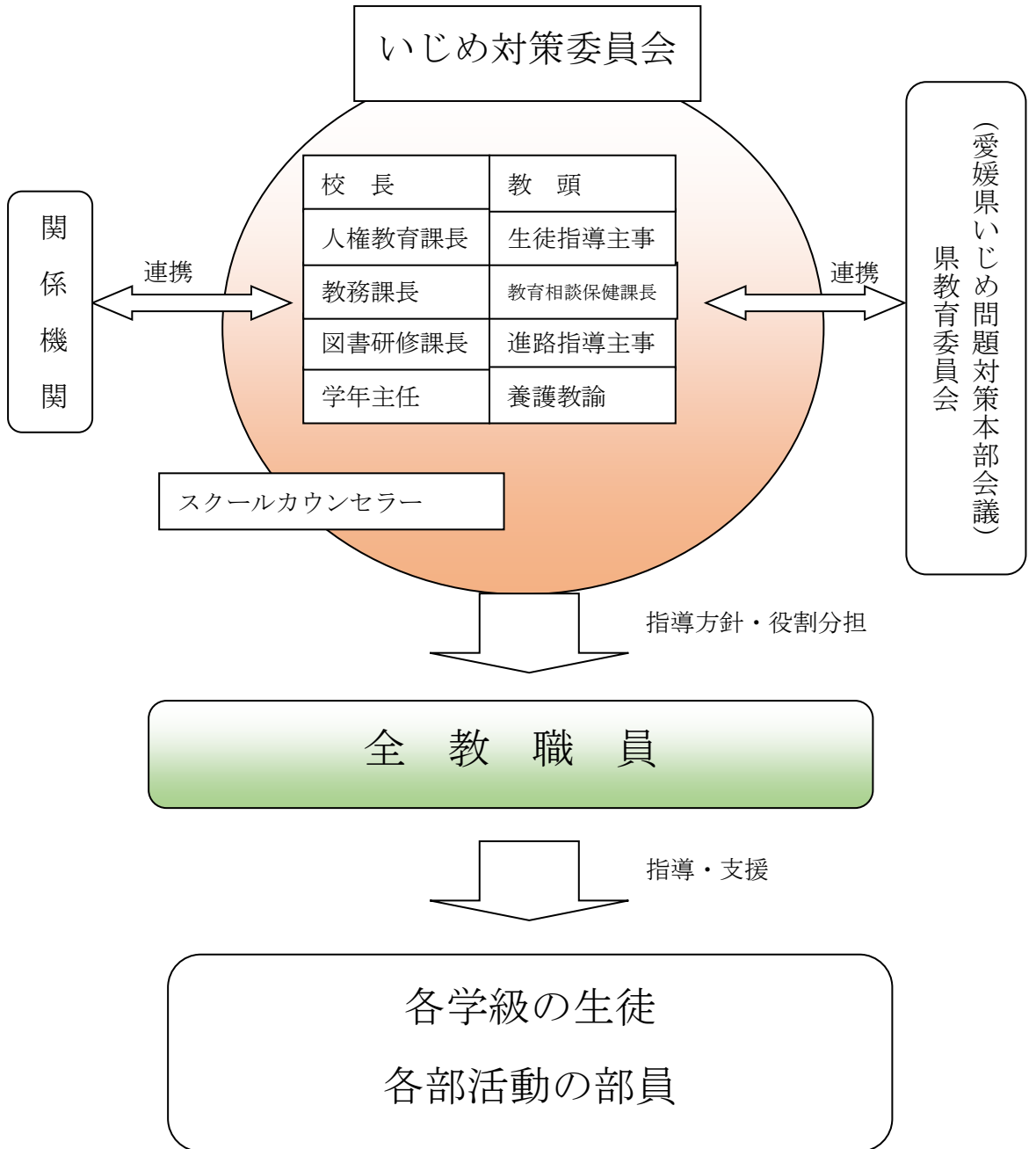
校長、教頭、人権教育課長、生徒指導主事、教務課長、進路指導主事、教育相談保健課長、図書研修課長、学年主任、養護教諭

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

(3) いじめ防止のための体制及び学校いじめ防止プログラム

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを図る。

(1) いじめ防止のための体制



(2) いじめ防止プログラム

	ホームルーム	学 校
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・1年生オリエンテーション ・人権・同和教育アンケート（1年） ・配慮を要する生徒情報の共有① ・SNS問題に関するHR活動(1年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会① ・人権 d a y (SHR)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 d a y (SHR)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校生活アンケート①</u> ・人権・同和教育<u>ホームルーム活動①</u> ・人権・同和教育<u>ホームルーム活動研究授業(3年)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業① ・人権 d a y (SHR)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 d a y (SHR) ・人権委員会フィールドワーク ・いじめ防止基本方針についての研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② ・人権 d a y (SHR)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育<u>ホームルーム活動研究授業(1年)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 d a y (SHR)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校生活アンケート②</u> ・人権・同和教育<u>ホームルーム活動②</u> ・人権・同和教育<u>ホームルーム活動③(3年)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業② ・人権 d a y (SHR)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する生徒情報の共有③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ(2年) ・人権 d a y (SHR)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育<u>ホームルーム活動研究授業(2年)</u> ・人権・同和教育<u>ホームルーム活動③(1・2年)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 d a y (SHR)
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ ・人権 d a y (SHR)

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含

む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「事案対処」に的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめ問題についての基本認識

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 現職教育を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切にかつ迅速に対応できる力を養う。
- ② 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験活動の推進を図る。
- ③ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- ④ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ⑤ 地域や生徒に対し「開かれた学校」づくりを推進することで、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 教職員は、気付きを共用して、生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- ② いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」、を開催し、事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う等、組織的に対応する。
- ③ 定期的な「学校生活アンケート」(年2回:記名式)の実施や教育相談の充実を図る。
- ④ 各学期における担任面接を効果的に利用し、生徒の状況把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。場合によっては、特別指導を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係諸機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日ごろから情報モラル教育(商業科目内での指導、生徒指導課からの情報発信)の充実を図る。

6 重大事態への対応

重大事態とは「いじめ防止対策推進法」第28条により、以下のように定義されている。

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき
--

発生した問題がいじめ対策委員会において重大事態と判断された場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、生徒を守ることを最優先しながら、以下のように適切な対処と調査を迅速に行う。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より参照

